

京都大学	博士（文学）	氏名	小林 准士
論文題目	日本近世の宗教秩序—浄土真宗の宗旨をめぐる紛争—		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、宗旨、具体的には浄土真宗の教義をめぐる起こった紛争を検討の対象として、日本近世における宗教秩序と近世後期におけるその動揺過程について分析したものである。全三部・十章で構成され、その前後に、研究史をふまえて課題を提示した序章、結論を記した終章が配されている。</p> <p>序章では、日本近世の宗教秩序の理解に関わる先行研究についてまず整理し、等閑視されがちであった、宗教の教えをめぐる学問的な論争と、地域社会で生起していた信仰のありようをめぐる紛争（争論）との関係について問題にすべきことを主張している。そして、近世後期における宗教紛争やそれらの事例に垣間見られる宗教秩序とその動揺過程について明らかにするためには、①仏教諸宗派などの集団内の論理、②仏教と神道または仏教諸宗派間などの集団間の関係、③世論・思想の動向という、3つの位相の相互関係を問題にすべきことを課題として掲げる。また、浄土真宗教団内の大規模な異安心事件である三業惑乱（身口意の三業によって阿弥陀如来への帰依を表することを往生の要件とする教えの是非をめぐる紛争）などを扱った近世の浄土真宗に関する研究動向にも触れ、本論文で取り扱う事象を分析する際の視角を提示している。</p> <p>第一部「神祇不帰依の宗風をめぐる紛争」は、第一章から第四章で構成される。</p> <p>第一章「神祇不帰依の宗風をめぐる争論の傾向」は、まず、阿弥陀如来一仏を信じ余仏余神には帰依しないという教え（本論文では神祇不帰依と表記）に基づく浄土真宗の宗風をめぐる起こった争論の事例を収集し、樹木を神体として祀った神々の祭祀、家内の竈祓い、神札の納受などをめぐって真宗僧侶らが神職などと争っていたことを明らかにする。その上で、真宗教団による教化には、内心における神祇不帰依、家内での祭祀等の否定、家の外での祭祀については状況に応じて対応という方針があったことも明らかにした。また宗風の徹底は真宗門徒が結成した講を場としていたことも合わせて指摘する。</p> <p>第二章「神祇不帰依の宗風をめぐる争論の展開と構造—矢野左倉太夫の活動に即して—」は、真宗僧侶が同宗の神祇不帰依の宗風を18世紀前半から門徒らに対し徹底し始めたこと、しかし僧侶によってその程度には違いのあったこと、児玉識による先行研究では社会的に下層の門徒が「神祇不拝」の担い手であったとされていたが、実際には社会的に上層の門徒が祭祀を拒否して紛争となる事例のほうが目立つことなどを明らかにしている。また、真宗門徒らが集った小寄講が領主によって規制を受けるよ</p>			

うになると、真宗僧侶はその公認を求める中で小寄講を宗風徹底の場として位置づけるようになったため、神職との争論が繰り返されるようになったことも明らかにしている。さらに出雲国南部で神職が真宗僧侶の争論相手となった理由は、同地域では寺院は真宗、神社そのほかの神々の祭祀は専業の神職という、宗教者の二極構造があったためであることも指摘する。

第三章「神道講釈師の旅と神仏論争の展開」は、19世紀に和泉国の神職矢野左倉太夫が神道講釈師として活動した事例に焦点をあて、講釈師らが全国を廻る過程で神社神職の子弟を弟子にしつつ活動範囲を広げていったこと、真宗地帯では同宗僧侶らと神祇不帰依の宗風をめぐる論争を繰り広げたことを解明したものである。近世後期には神職らが講釈によって真宗批判を展開した結果、地域における宗風をめぐる紛争と宗教者間の論争が連動していくことを指摘し、写本で流通した論争書の存在について明らかにしている。

第四章「近世真宗における神祇不帰依と「神道」論の特質」は、第一章で指摘する真宗僧侶による心の内外、家の内外を区別した宗風徹底の方針について、石見国那賀郡市木村浄泉寺の住職をつとめた仰誓ら学僧の著述を中心に詳細に検討したものである。その結果、真宗の教義には由来しない家の内外という区別が立てられた理由として、現世利益を求めた祈祷や亡者の追善ができないという条件の下で、家族の救済を志向する門徒等に対し、家族ぐるみの信仰を勧める必要があったことなどを明らかにしている。また、神祇不帰依の宗風の正当性を教団外に主張する際には、同宗の教義をそのまま表出するのではなく、独自の神道論を展開し家内での祭祀を不要とする論拠としていたことなどを述べる。

第二部「真宗信仰と教学論争」は、第五章から第八章で構成される。

第五章「旅僧と異端信仰—長門円空の異義摘発事件—」は、18世紀半ば頃、中国地方の西部を拠点にして各地を旅して布教にあたった真宗僧侶である円空の異端的な教義について分析し、西本願寺学林の能化を務めた法霖の学説などを援用しつつ現世での成仏を説くなど、彼が教団内にとどまりながら教団の秩序に反する教えを広めていたことを明らかにしたものである。また、円空の異端的な教えを受け入れる基盤が、講を結成し独自に僧侶を招いていた門徒の活動にあることにも論及する。このような周縁的な宗教者と門徒独自の信仰活動との結びつきが異端的教説の広がる歴史的背景として考えられることを指摘している。なお、円空の著書『疑雲永晴弁』の内容を検討する補説を付し、浄土への往生の確定と成仏を一益（同時）とする円空の異義の中核部分について確認するとともに、その教えが女性を教化者として位置づける志向と関係していたことも述べている。

第六章「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性—讃岐国における了空と教乗の論争の検討—」は、神祇礼拝の是非をめぐる教学のレベルでも対立があったことを、讃岐国

の了空と教乗の18世紀後半における論争の検討を通じて明らかにしたものである。特に了空の学説には本山である西本願寺学林の正統学説と異なる点が見られ、神社への参詣と礼拝を帰依の伴わない恭敬礼という名目で認めていたことなどを指摘する。また、了空と教乗それぞれの学派間の対立は当時の西本願寺学林の正統学説であった三業帰命説（身口意の三業によって阿弥陀如来への帰依を表することを往生の要件とする教え）の是非をめぐる展開し、三業惑乱の導火線となったことも指摘しており、そしてこれらの学派对立の底流に講を結成していた門徒宅での在家法談をめぐる僧侶間の競合があったことも指摘する。

第七章「松江城下の町人新屋太助の真宗信仰」は、19世紀半ば頃の出雲国松江の町人新屋太助の日記にもとづき、同人が聴聞した僧侶による説教のほとんどが真宗僧侶によるものであったこと、同人が作成した「いろはにて安心の歌」を検討した結果、真宗の教えについては概ね理解していたと考えられることを明らかにしたものである。しかし、その一方で太助の行動を見ると、占いを信じ観音菩薩を中心に多くの神仏に祈願をしていることが確認でき、経営の不安定だった商家に勤めた町人が神祇不帰依の宗風の存在については自覚しつつも、それを守ることが困難であったことを述べる。

第八章「三業惑乱と京都本屋仲間—『興復記』出版の波紋—」は、第六章で触れた三業帰命説をめぐる讃岐国の学派間対立を背景にして、同国の東本願寺派の僧侶であった宝巖が著した同説批判の書『興復記』が京都で出版された結果、西本願寺学林による出版妨害がなされた事件の経緯を解明する。その上で、東西両本願寺教団の争いを背景とするこの紛争が本屋仲間を巻き込んでどのように展開したのかを分析することを通じて、（甲）各宗派内における本山の教学統制権の承認（宗意是非の判断には不介入）・（乙）宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決（優劣判定に対する不介入）という、近世における紛争解決の諸方針の存在とそれら相互間の関係について論じる。

第三部「日本近世における政教関係と宗教秩序」は、第九章・第十章で構成される。

第九章「江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討—寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ—」は、葬祭寺檀関係が檀家側の意向によって変更可能かどうかをめぐる学説が対立している状況を踏まえ、問答集（幕府評定所への照会に対する回答集）掲載の事例を収集し、幕府による争論の裁許方針について検討したものである。その結果、近世後期においても檀家が寺院を選ぶ自由を認める諸宗寺院法度第四条は効力を有していたこと、但し家と個人を分ける方針により、家と檀那寺の関係は変更不可とされる一方、当主と跡継ぎは一代限りの離檀、家族の離檀は認められていたことを明らかにする。またこれは宗教者と俗人を身分的に分離し、宗教的行為の依

頼は俗人の意向次第とする原則の表れであることも論じる。

第十章「宗旨をめぐる政教関係と僧俗の身分的分離原則」は、①宗教勢力に対する政治権力の優位、②諸教・諸宗派間の分立、③宗教者と俗人の身分的分離という宗教秩序と、本論文で明らかにしてきた（甲）各宗派内における教学統制権の承認（宗意判定への俗権の不介入）、（乙）宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決、（丙）自讃毀他の禁止、（丁）俗人の「帰依次第」、という四つの原則との関係（秩序と原則との関係）について論じたものである。その上でこれらの原則どうしの関係についての解釈には紛争当事者間に理解の違いが存したこと、俗人による宗教活動の活発化が紛争の頻発をもたらす秩序の動揺に繋がったことを指摘する。

終章では、本論文の叙述を踏まえ、改めて近世後期における宗教秩序の動揺過程について見通しを示している。俗人による講の結成などの信仰に関わる活動が異端的教説の広まり、宗教者間の競合と対立をもたらす、宗派内での紛争解決の困難をもたらすなど、宗教秩序の動揺につながったことなどの点を述べている。

(論文審査の結果の要旨)

日本近世における宗教のあり方をめぐっては、近年の諸研究により、かつての近世仏教墮落史観は克服されたといえよう。しかし、当時の国家・社会との関係性や、その歴史的な位置付け方などについては、明瞭に説明ができる段階には未だ至っていない。こうした研究状況の中、本論文は、近世後期に各地で頻発した浄土真宗の教義をめぐる紛争の実態や構造分析を手がかりに、日本近世の宗教秩序の特質を解明して提示しようとする意欲的な研究である。論文全体は、研究史を踏まえて課題を述べた序章と、結論と展望を述べた終章を前後に配し、本論は全三部計十章で構成される。

本論文の最大の価値は、近世社会における宗教のあり方について、教学や教団内部の分析のみにとどまらず、地域社会における宗教の存立構造までを、博搜した諸史料によって実証的に描き出した点にある。さらにそこから、日本近世における宗教秩序、および宗教紛争に対する解決の原則を、次のようにまとめている。すなわち、秩序①：俗世間における政治権力（幕藩領主＝俗権）の優位、秩序②：諸教（儒仏神など）・仏教諸宗派の分立、秩序③宗教者身分と俗人の身分的分離、原則（甲）：仏教諸宗派における本山の教学統制権の承認、原則（乙）：教義をめぐる諸教・諸宗派間対立の論争を通じた解決、原則（丙）：諸教・諸宗派間における他教・他宗の誹謗、自讃毀他の禁止、原則（丁）：俗人の「帰依（心）次第」、である。これらの秩序・原則は、今後の研究の基盤として繰り返し検討・継承される論点となろう。

第一部「神祇不帰依の宗風をめぐる紛争」は、本論文の特に実証面での基礎となる部分で、本論文の主題たる近世後期の浄土真宗の神祇不帰依をめぐる争論を扱う。第一章「神祇不帰依の宗風をめぐる争論の傾向」では、紛争事例を収集し、その傾向を分析する。ある程度具体的な中身が史料から判明する事例を多く集めて分析したことにより、従来個別事例分析にとどまる研究を大きく止揚させた成果といえる。

第二章「神祇不帰依の宗風をめぐる争論の構造と展開」は、真宗の宗風をめぐる紛争が頻発していた出雲国・石見国を研究対象地域として、地域社会における宗教的要素の関係性や構造を解明したものである。真宗僧侶と神職の対立に領主の政策が絡み合っていたことを指摘し、紛争の構造を事例に即して明快に示した成果である。

第三章「神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野左倉太夫の活動に即して―」は、真宗の宗風をめぐる争論の構造を探る一つの方法として、神職側の活動に焦点をあてた研究である。神道講釈師の広域的活動の個別事例から、近世後期の神職による講釈活動が、真宗批判に結びつき、真宗の宗風をめぐる争論に連動していたことを鮮やかに描き出している。加えて、前述した諸原則が意識されていたことも確認している。

第四章「近世真宗における神祇不帰依と「神道」論の特質」では、真宗僧侶による宗風徹底方針をめぐる、学僧の論説を分析している。心・家・教団という三つの次元で内外の区別をし、近世社会の構造との整合性を図り、独自の神道論も展開して宗風維持を試みていたことを指摘する。近世宗教のあり方を提示した成果といえよう。

第二部「真宗信仰と教学論争」では、第一部で解明された状況の背景や展開も含

め、近世後期の真宗信仰の実態を多面的に照射する。第五章「旅僧と異端信仰—長門円空の異義摘発事件—」では、18世紀半ばに中国地方で活動した旅僧円空の異端とされた教義を分析し、その教えを受容する基盤が地域社会に存在したことを解明した。異端的教説が広がる歴史的背景を示した点は研究史を書き換える重要な成果である。

第六章「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性—讃岐国における了空と教乗の論争の検討—」は、18世紀後半の教学論争を分析し、背景として近世社会に適合するための真宗の教学上の課題があったとする。真宗の教義に由来する構造的な課題を論争の前提だと指摘し、紛争の頻度に地域差があり、その要因にも言及した点が注目される。

第七章「松江城下の町人新屋太助の真宗信仰」は、城下町に居住した町人の日記を分析し、彼の信仰の様相を具体的に提示したものである。真宗寺院の檀家ではない人物が真宗を信仰していた実態を示し、多様な宗教が共存する城下町の人々の信仰形態にせまった点で、注目すべきあらたな事例を研究史に加えた興味深い成果である。

第八章「三業惑乱と京都本屋仲間—『興復記』出版の波紋—」は、第六章で扱った讃岐国の論争を背景として西本願寺学林の教説を批判した『興復記』が出版されたことを契機とした、本屋仲間を巻き込んで展開した紛争を分析したものである。この紛争の展開過程から、前述した近世における宗教紛争解決の原則を導き出している。

第三部「日本近世における政教関係と宗教秩序」では、第一部・第二部での考察をふまえ、日本近世の宗教秩序の諸要素や、政治権力の対応方針を分析している。第九章「江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討—寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ—」では、研究史において学説が対立している、檀家側の意向による葬祭寺檀関係変更の可否を検討する。幕府が判断した判例を網羅的に収集し、幕府が家と個人を区別した方針を立て、地域慣行や個々の事情に配慮しつつ判断していたことを示しており、近世の政教関係の基本構造を提示した成果といえる。

第十章「宗旨をめぐる政教関係と僧俗の身分的分離原則」は、前述した秩序①～③、原則（甲）～（丁）について、浄土真宗以外の事例も組み込みながらその関係性を論じ、整理したものである。本論文の全体をまとめ、今後につなげた成果といえる。

以上のように本論文は、宗教史に限らず、今後の日本近世史研究に大きく資すると予想される重厚な研究である。もっとも、近世後期（18世紀後半から19世紀半ば）を主対象としており、中世や近世前期からの繋がり、あるいは明治期への展開については十分に説明されているとはいえないが、これは本論文の成果によって見えてきた今後の課題ともいえるものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年9月29日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。